

地域つながり・支え合い成果「見える化」業務 企画提案仕様書

この仕様書は、企画提案の募集にあたり、業務内容の主要事項を示すものである。受託候補者を決定後、当該受託候補者の企画提案内容を仕様書に反映させたうえで、契約を締結するものとする。

1 業務名

令和7年度地域つながり・支え合い成果「見える化」業務

2 業務の目的

本業務は、地域づくりの評価に向けて3年ごとの実施が想定されている各種調査のうち、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査を県と市町村が連携して確実に実施することにより、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組の事業評価を行うために必要となるアウトカム指標を統一した調査項目により各圏域や市町村単位での比較や進捗管理が可能となり、第10期介護保険事業計画策定に向けた施策反映等に資することを目的としている。

3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 業務の内容

(1) 調査の概要

調査名	調査対象	標本数	調査方法
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	沖縄県内在住の65歳以上の高齢者のうち要介護1～5以外の者	各市町村において標本数等を設定し調査を実施。	市町村から提供を受けた入力データを委託者より受託候補者へ送付する
新在宅生活改善調査	沖縄県内（那覇市、浦添市、沖縄市除く）の居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター	約430事業所 悉皆調査	受託者によるメール・郵送・FAX・オンライン調査（具体的な実施方法については、受託候補者の企画提案を踏まえて決定する）
居所変更実態調査	沖縄県内（那覇市、浦添市、沖縄市除く）の認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	約460事業所 悉皆調査	

介護人材実態調査	沖縄県内（那覇市、浦添市、沖縄市除く）の全ての介護事業所・施設	約 1,435 事業所 悉皆調査	
----------	---------------------------------	---------------------	--

(2) 委託作業内容

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査票の発送・回収、データ入力由市町村が実施するため、受託者は委託者から提供を受けた調査データをもとに委託者が指定する項目 (別添) について集計分析を行うこと。

イ 新在宅生活改善調査・居所変更実態調査

本調査は国が示す調査項目のうち委託者において回答者への負担軽減及び回収率の向上等を目的に調査項目を絞り込み、項目数を最適化して実施するもの (別添) であるため、その趣旨や以下（ア）から（オ）に示す内容を踏まえ調査の実施方法や有効回収数（率）を提案するとともに、達成のための具体的な方法もあわせて示すこと。なお、有効回収数（率）の達成のために行政（県や市町村）への依頼や協力が必要な取組等を提案の中にも含めても構わない。

（ア）調査票の作成

調査票の設問項目は、国が示す「新在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」の項目から委託者が指定する項目 (別添) について調査票のレイアウト変更などを受託者において行う。

（イ）調査票の発送

委託者において「同報メール配信システム」より対象事業所宛てメールにより調査依頼を行うが、受託者において対象事業所へ調査票の配布方法等について提案を行うこと。郵送により調査票の発送を行うこと。

（ウ）調査票の回収

受託者は、事業所からの調査に関する問い合わせに随時対応し、調査回答期日までに回収見込率に達するよう、未回答事業者に対して催促文書の発送等によりリマインドを行うこと。

（エ）回収データの整理及びデータ入力

事業所から回収した調査票についてデータ入力を行うこと。修正、再入力が必要となった場合は、受託者の責任において速やかに対応すること。

（オ）集計

既存の自動集計ソフト等を用いて、各項目について集計を行う。集計を行う項目については、委託者と協議の上、決定する。

集計の際は、本業務において回収したデータに加え、委託者が提供する那覇市・浦添市・沖縄市内の調査データも一部加えて集計を実施すること。

ウ 介護人材実態調査

本調査は国が示す調査項目のうち委託者において回答者への負担軽減及び回収率の向上等を目的に調査項目を絞り込み、項目数を最適化して実施するもの (別添) であるため、その趣旨や以下（ア）から（オ）に示す内容を踏まえ調査の実施方法や有効回収数（率）

を提案するとともに、達成のための具体的な方法もあわせて示すこと。なお、有効回収数（率）の達成のために行政（県や市町村）への依頼や協力が必要な取組等を提案の中にも含めても構わない。

（ア）調査票の作成

調査票の設問項目は、国が示す「介護人材実態調査」の一部項目に加え、委託者が独自に設定する項目（別添）を追加し、受託者において調査票のレイアウト作成を行う。

（イ）調査票の発送

委託者において「同報メール配信システム」より対象事業所宛てメールにより調査依頼を行うが、受託者において対象事業所へ郵送により調査票の発送を行うこと。

（ウ）調査票の回収

受託者は、事業所からの調査に関する問い合わせに随時対応し、調査回答期日までに回収見込率に達するよう、未回答事業者に対して催促文書の発送等によりリマインドを行うこと。

（エ）回収データの整理及びデータ入力

事業所から回収した調査票についてデータ入力を行うこと。修正、再入力が必要となった場合は、受託者の責任において速やかに対応すること。

（オ）集計

集計方法については、委託者と協議の上、決定する。

既存の自動集計ソフト等を用いて、各項目について集計を行う。

集計の際は、本業務において回収したデータに加え、委託者が提供する那覇市・浦添市・沖縄市内の調査データも一部加えて集計を実施すること。

エ 集計データの提出

アからウの調査・集計に使用したローデータ及び集計データはエクセル、パワーポイントなどの加工可能な電子データとして納品すること。

5 業務の実施体制

業務を適切かつ迅速に執行できる組織体制として、次のとおり人員を配置の上、業務を行うこと。

- (1) 業務に従事する担当者の割り当てや統制など、十分な執行体制をとること。
- (2) 業務を的確に実施できる専門的知識や遂行能力を有し、過去に類似の業務経験がある担当者を配置すること。
- (3) 業務に従事する担当者に変更が生じないようにすること。やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合は、同等以上の能力を有している者を配置すること。
- (4) 業務を総括する責任者を1名配置し、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑かつ安全な実施のため定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

6 業務実施の手順

- (1) 受託者は、業務実施に先立ち、事業実施計画、実施体制計画及び業務スケジュール等を契約後速やかに作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。

- (2) 業務の実施に当たっては、進捗状況等を委託者に定期的に報告するほか、必要に応じて委託者との打ち合わせを行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて適切に処理すること。
- (4) 受託者は、委託者が業務の進捗状況を把握するため資料等を要求した場合は、速やかに対応すること。

7 業務の再委託等

(1) 一括再委託等の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。
また、以下の業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ① 契約金額の 50 %を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、技術的助言などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承諾

本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面による委託者の承諾を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

「簡易な業務」

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

- (3) 受託者が第三者と連携、協働又は再委託（以下「連携等」という。）により業務の遂行を図るときは、当該第三者に生じる謝金、交通費、再委託料等については、受託者が責任をもって必要な精算を行うこと。
- (4) 受託者が第三者との連携等により業務の遂行を図る場合において、当該第三者の業務に関して不法行為責任が生じた場合は、受託者が責任をもって処理すること。

8 成果品の提出

(1) 成果品

委託業務で実施された事項は、すべて成果事項として取りまとめるものとする。

- ① 業務実施報告書 1部
- ② 業務実施報告書の電子データ 1枚（DVD-ROM ※印刷できる様式）

なお、作成された成果品の著作権は、沖縄県に帰属する。

- (2) 委託者が別途定める書類（受託実績報告書、委託料精算書等）を提出する。

9 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令に則して適切に管理すること。
- (2) 受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議することとする。
- (3) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。